

平成23年第2回定例会

宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

宮城県後期高齢者医療広域連合議会



平成23年

第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

(第2回定例会)

8月11日(木)第1号

○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	3
○開 会	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○報告第1号 平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合事故繰越し繰越計算書の報告について	4
○第6号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	5
○第7号議案 平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	5
○第8号議案 平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	5
○第9号議案 平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	5
○第10号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて	26
○第11号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて	26
○選挙管理委員及び補充員の選挙	27
○一般質問	
1. 木村和彦議員	28
①広域連合と各自治体の対応について	
②保健事業の休止について	
(答弁) 広域連合長、事務局長、保険料課長、給付課長	

2. 水戸義裕議員 .....	32
平成22年度健康診査実績について	
(答弁) 広域連合長、給付課長	
3. 歌川渡議員 .....	34
①高齢者の実情について	
②高齢者が医療を受けられるための今後の施策について	
(答弁) 広域連合長、保険料課長、給付課長	
○閉会 .....	37

平成23年第2回定例会 8月11日開会  
8月11日閉会

## 議決結果一覧表



## 第2回定例会提出案件及び議決結果一覧表

### 1 議案

議案番号	件名	議決月日	議決結果
第6号議案	宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	8月11日	原案可決
第7号議案	平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	8月11日	認定
第8号議案	平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	8月11日	原案可決
第9号議案	平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	8月11日	原案可決
第10号議案	監査委員の選任の同意を求めることについて	8月11日	同意
第11号議案	監査委員の選任の同意を求めることについて	8月11日	同意

### 2 選挙

件名	選挙月日	選挙結果
選挙管理委員及び補充員の選挙	8月11日	指名推選決定



平成23年8月11日 開会  
平成23年8月11日 閉会

平成23年

第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録



平成23年8月11日

平成23年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(第1号)



平成23年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

---

○会議年月日 平成23年8月11日（木曜日）

---

○出席議員（32名）

1番	大泉鉄之助	議員	2番	長倉利一	議員
4番	秋山善治郎	議員	5番	水落孝子	議員
6番	山田龍太郎	議員	7番	本田敏昭	議員
8番	米澤まき子	議員	9番	櫻井隆	議員
10番	岩淵勇一	議員	11番	三浦善浩	議員
12番	小野恵章	議員	13番	木村和彦	議員
14番	松崎良一	議員	15番	武藏重幸	議員
17番	渡辺元道	議員	18番	水戸義裕	議員
19番	石野博之	議員	20番	佐藤仁一郎	議員
21番	鞠子幸則	議員	22番	後藤正幸	議員
23番	緑山市朗	議員	24番	歌川渡	議員
25番	及川智善	議員	26番	上田早夫	議員
28番	佐藤克彦	議員	29番	佐々木金彌	議員
30番	遠藤武夫	議員	31番	近藤義次	議員
32番	遠藤积雄	議員	33番	吉田眞悦	議員
34番	阿部繁	議員	35番	佐藤宣明	議員

---

○欠席議員（3名）

3番	菊地進	議員	16番	安藤征夫	議員
27番	武藤淳一	議員			

---

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	奥山恵美子	副広域連合長	佐々木功悦
会計管理者	坪田忠宏	監査委員職務執行者	及川宜成

事務局 長	中 里 豊	総務課 長	及 川 晴 彦
企画財政課 長	佐 藤 賢 一	電算課 長	安 住 伸
保険料課 長	佐 藤 隆	給付課 長	鎌 田 真 弥
企画財政課企画財政班 長	小野寺 貴 幸	保険料課保険料班 長	餅 勇 治
給付課給付班 長	庄 子 泰 昭	会計課会計班 長	菅 野 順 一 郎
給付課 主 査	齋 藤 武 信		

○議会事務局出席職員職氏名

事務局長	阿 部 正
次 長	及 川 晴 彦
主 査	高 橋 伸 昌
主 査	小 林 雅 之
主 事	赤 間 満

○議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 平成 2 2 年度宮城県後期高齢者医療広域連合事故繰越し繰越し計算書の報告について
- 日程第 5 第 6 号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第 7 号議案 平成 2 2 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 7 第 8 号議案 平成 2 3 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 第 9 号議案 平成 2 3 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 第 1 0 号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて
- 日程第 1 0 第 1 1 号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて

日程第 1 1 選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第 1 2 一般質問

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後 1 時 0 0 分 開会

○議長（大泉鉄之助議員） 本日は、8月の11日、未曾有の大震災の発災以来5カ月でございます。ここで、とうとい命をお亡くしになられました被保険者を初め多くの方々の御霊に、安らかなれとお祈りをいたしたいと思っておりますので、皆様と御一緒に黙禱をささげたいと思っておりますので、御起立を願いたいと思っております。

黙禱を始めます。（黙禱）黙禱を終わります。ありがとうございました。御着席ください。それでは、始めさせていただきます。

ただいま出席議員は32名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

御報告申し上げます。

会議規則第2条の規定により、3番菊地進議員、27番武藤淳一議員から本日の会議に欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大泉鉄之助議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において21番鞠子幸則議員及び22番後藤正幸議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大泉鉄之助議員) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長(大泉鉄之助議員) 次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告について、お手元に配付いたしましたとおり監査委員から議長あて提出がありました。

次に、去る平成23年2月22日、村田町議会選出の上田万作一議員から、同年2月28日をもって広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありました。また、同年3月7日石巻市議会選出の阿部政昭議員から、6月16日に栗原市議会選出の濁沼一孝議員から、同日登米市議会選出の田口政信議員から、同年7月27日東松島市議会選出の佐藤筐子議員から、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、それぞれ同日これを許可いたしましたので報告いたします。

---

### 日程第4 報告第1号 平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長(大泉鉄之助議員) 次に、日程第4、報告第1号、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合事故繰越し繰越計算書の報告について、広域連合長から報告を求めます。奥山広域連合長。

○広域連合長(奥山恵美子) 報告第1号、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、後期高齢者医療特別会計予算のうち一部事業費につきまして、避けがたい事故のために事業を繰り越し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告を申し上げます。以上でございます。

○議長(大泉鉄之助議員) これにて報告を終了します。

---

- 日程第5 第6号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 第7号議案 平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第7 第8号議案 平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 第9号議案 平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、日程第5、第6号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、第9号議案、平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） それでは、改めまして、宮城県後期高齢者医療広域連合議会に提出をいたしました議案を御審議いただくに当たりまして、基本的な考え方と提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、基本的な考え方について申し上げます。

これまでに例のない大震災により、犠牲となられました全国1万5,000人余りのとうい御霊に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました多くの被保険者の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

去る3月11日に発生いたしました太平洋沖を震源としたマグニチュード9.0の地震は、県内各地に未曾有の被害をもたらしました。発生から5カ月が過ぎ、復興へ歩み始めているものの、いまだに県内には2,400人の行方不明の方々がおられ、7,900人余りの皆様が避難所生活を余儀なくされているところであります。広域連合といたしましても、多くの被保険者の皆様が被災されている状況でございますが、県内約26万7,000人の被保険者の方々の医療機会の確保に努め、このたびの震災を克服し、安心した生活ができるよう、最大限の努力を傾注してまいらなければならないと考えているところでございます。

さて、医療制度改革につきましては、昨年末、高齢者医療制度改革会議により、本制度廃止を含む最終報告が示されていたところでございますが、本年6月末には、政府与党により社会保障と税の一体改革成案が決定されました。消費税の10%が明記されるととも

に、医療保険制度改革を含む社会保障改革の具体策が示されたところで、国においては、来年の通常国会に提案するとされております。しかしながら、与野党及び関係機関との調整が必要であり、それらの成案に至るまでについては、今後さらに紆余曲折が予想されるところでございます。

広域連合といたしましては、幅広い国民の皆様の納得と信頼が得られ、持続可能な新制度創設となるよう、今後も国と地方の協議も含め十分な論議を重ねていく必要があると考えております。

このように、高齢者医療の制度を取り巻く現状は厳しい状況にございますが、当広域連合は現行の後期高齢者医療制度が存続する限り、これまでと同様、高齢者の皆様が不安を抱くことなく、住まう地域で安心して確実に医療の提供が受けられるよう、円滑な運営に努めてまいりますことが責務であると考えております。

運営に際しましては、議会の御指導、御協議を賜りながら、これまで以上に構成市町村及び関係機関との連携を図り、円滑な運営に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本定例会に提案申し上げました議案について、順次御説明を申し上げます。

初めに、条例議案につきまして御説明を申し上げます。

第6号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療の保険料について、今回の東日本大震災に伴う特例措置による減免を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

条例議案につきましては、以上のとおりでございます。

次に、予算議案関係につきまして御説明を申し上げます。

第7号議案、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。平成22年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入では予算額8億2,227万4,000円に対し、収入済額は8億2,255万3,175円でございます。予算額に対する収入済額の比率は100%でございます。

歳出では、予算額8億2,227万4,000円に対し、支出済額は7億263万1,635円でございます。予算額に対する支出済額の比率は85.4%でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は1億1,992万1,540円でございます。一般会計におきましては、これまで特別会計においても共通経費分として計上しておりました市町村負担金を、一般会計において歳入を一本化し、特別会計の共通経費分については歳出で繰出金としたため、歳入歳出決算額が昨年度より増額になっております。

次に、特別会計でございますが、歳入では、予算額2,198億9,711万9,000円に対し、収入済額は2,152億5,075万2,112円でございます。予算額に対する収入済額の比率は97.9%でございます。

歳出では、予算額2,198億9,711万9,000円に対し、支出済額は2,136億4,664万5,386円でございます。予算額に対します支出済額の比率は97.2%でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は16億410万6,726円でございます。

平成22年度におきましては、被保険者の疾病予防と健康保持増進のため、新規事業として歯科健診モデル事業の実施や、医療制度の円滑な施行のため、被保険者に対するわかりやすくきめ細やかな広報事業を行ったところでございます。また、保険給付費等につきましては年々ふえ続けておりますが、制度開始後3年目にして、その総額が2,000億円を超えております。

平成22年度の決算につきましては、以上のとおりでございます。

次に、第8号議案、平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。この予算は、平成22年度決算において剰余金が確定したため、財政調整基金への積立金の増額の補正を行うもので、平成23年度一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,992万円を追加し、予算の総額を9億8,809万2,000円といたすものでございます。第8号議案につきましては以上のとおりでございます。

続きまして、第9号議案、平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。この予算は、一般会計と同様、特別会計決算に伴いまして剰余金が確定したため、後期高齢者医療給付費準備基金への積立金の増額と、平成22年度の療養給付費の国等への償還金が生じることなどから所要額の補正を行うもので、平成23年度特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ30億4,607万2,000円を追加し、予算の総額を2,198億1,025万円といたすものでございます。予算議案につきましては、以上のとおりでございます。

以上、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議を賜り、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 続いて、第7号議案について、監査委員職務執行者から決算審査の結果について報告を求めます。及川監査委員職務執行者。

○監査委員職務執行者（及川宜成） 監査委員職務執行者の及川でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を御報告いたします。

さきに広域連合長に提出しております平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをごらん願います。

審査に当たりましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、6月14日付で広域連合長から審査に付された平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算について、その決算書等が関係法令に準拠して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者所管の諸帳票及び各課から提出された決算資料等と照合するとともに、各担当課長から説明を聴取し、さらに例月出納検査の結果を踏まえて実施いたしました。また、あわせて予算執行の適否等について審査を実施いたしました。

第4の審査の結果であります。審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算執行状況についても適正であると認めました。

続きまして、決算の概要について申し上げます。

1の決算の総括についてであります。一般会計及び特別会計の歳入総額は2,160億7,330万5,287円、歳出総額は2,143億4,927万7,021円となっております。

次に、2の一般会計についてであります。歳入は8億2,255万3,175円で、前年度と比較すると56.37%の増、歳出は7億263万1,635円で、41.48%の増となっております。

歳入の主なものは、広域連合規約第17条第1項第1号の規定に基づく関係市町村からの負担金となっております。一方、歳出の主なものは、広域連合議会の運営に係る経費、広域連合の運営及び管理に関する経費、職員人件費等の負担金及び電算システムに係る経費となっております。

次に、一般会計決算収支状況についてであります。2ページの第1表に示していると

おりであります。歳入歳出差引額は1億1,992万1,540円となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は9,052万5,489円となっております。

款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、2ページの第2表及び4ページの第4表に示しているとおりにとなっております。

次に、5ページをごらん願います。3の後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入は2,152億5,075万2,112円で、前年度と比較すると3.09%の増、歳出は2,136億4,664万5,386円で、5.37%の増となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び被保険者の保険料を含む関係市町村支出金となっております。

収入未済額を見ますと、前年度末では0円でありましたが、当年度末では1,035万2,649円と増加しており、この内訳は、全額第10款の諸収入となっております。収入未済額につきましては、収入未済額発生の未然防止に努め、法令等に基づいた厳正な執行を望むものであります。

また、歳出の主なものは、保険給付に係る経費や健康診査の実施にかかる経費、保険料の軽減及び制度の周知や窓口相談の体制整備のための財源としての基金への積み立てとなっております。

特別会計決算収支状況につきましては、第5表に示しているとおりにあります。歳入歳出差引額は16億410万6,726円となり、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源51万3,765円を控除した当年度実質収支は16億359万2,961円となっております。

款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、6ページの第6表及び7ページの第7表に示しているとおりにとなっております。

次に、8ページをごらん願います。財産に関する調書につきましては、当年度において取得した公有財産及び債権はなく、取得価格100万円以上の物品は、当年度末現在で2点となっております。

基金につきましては、第9表基金の種類別増減高及び年度末現在高に示しているとおりにあります。

最後に、9ページのむすびにも述べておりますが、今後とも制度を運営していく上で、社会情勢を的確に把握した予算編成や計画的な資金収支に留意し、確実かつ効率的な運用

に努め、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、制度運営及び財政運営に全力で取り組んでいただきたいと思います。

広域連合は、制度の運用に当たり、保険料の賦課や給付業務、各種申請の受付や保険料の徴収等、市町村と役割分担をしながら実施しており、今後とも関係機関と緊密な連携を図りながら、保険料の収納率の向上や円滑な医療給付について引き続き尽力され、公正かつ適正な事業運営に一層努力されることを望むものであります。

以上を申し上げまして、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果についての御報告といたします。御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（大泉鉄之助議員） これより質疑に入るわけではありますが、ただいま急遽16番安藤征夫議員から連絡が入りまして、会議規則第2条の規定により本日の会議欠席する旨の届け出がありましたので、御報告を申し上げます。

それでは質疑に入ります。

質疑通告は3名であります。

申し合わせにより、質疑回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示し願います。

通告順に発言を許します。

議題のうち第6号議案及び第9号議案について通告がありますので、発言を許します。

13番木村和彦議員。

○13番（木村和彦議員） それでは、通告に基づきまして質疑を申し上げます。県北の会を代表して質疑をいたします。

ただいま一括上程になっております6号から9号まで、そしてまた、ただいま7号議案については監査委員からの報告もございました。おおむね私は了とするものでございますが、その中でも一部わからないこともありますので、あわせて質疑をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第6号の条例の一部を改正する条例についてお伺いをいたします。

まず、この条例、改正前は直近の支払日の7日前ということでありました。今回これを削除するということによって、まず、この被保険者にとってどのようなメリットが発生するのかということをお伺いをしていきたいというふうに思います。

その次に、この条例は保険料の減免規定でもございます。減免される金額、大方についてはどのようにとらえられているのでしょうか。また、この減免された金額は、すべて国庫、国から補てんされると解釈してよろしいのでしょうか。それについてお伺いをしたいというふうに思います。この全額ということなのですが、7号の決算に私は関係あるのかなというふうな思いもありましたので、あわせてお伺いをいたしますけれども、この条例改正が発効が3月11日ということで、年度をまたいで遡及をいたします。そうしますと、ひょっとするとこの決算に影響を及ぼすのではないかという危惧を覚えましたので、あわせて御答弁いただければ幸いです。

それから、3番目に、この第2項の規定で、連合長の定める期限というのがございます。この期限は一体何をもって期限とするのかと、具体的な期限をお教えいただきたいと。

その次に、第9号健康保持増進事業、歯科健診モデル事業についてをお伺いをいたします。この事業については、休止やむなしということで、議案説明会の中では説明をいただきました。大方は理解をするものですが、なぜこれを全額減額をしなければならなかったのかと、落とさざるを得ない理由をまずお伺いをしたいというふうに思います。この事業は、昨年始まったばかりの事業であります。被保険者にとっても大切な事業であり、ただ減額することなく、逆にこれにかわる事業をぜひ提案していただきたかったなという思いもございますので、あわせて今後の取り組み、また今後の方策についても御答弁いただければ幸いです。

以上で1回目の質疑といたします。

○議長（大泉鉄之助議員） 答弁願います。連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの木村和彦議員の質疑にお答えをいたします。

私からは、条例の一部改正の主な理由についてお答えを申し上げます。災害によります保険料の減免につきましては、現行条例においても規定されてございます。しかしながら、このたびの東日本大震災に係る国の特例措置による減免につきましては、現行の条例等の規定のものと比較をいたしますと、その被害の甚大さから、その財源は全額国が負担することとされております。また、対象者をより広く、かつ基準も緩和されているところでもございまして、さらに減免割合も高くなっておりますことから、特別の理由による減免とし、減免申請期限につきましても、被保険者の皆様の利便を最大限考慮することとし、従来納期限の7日前までの申請でありましたものを、来年の3月31日までと、このよう

にするよう改正を行うものでございます。

その他お尋ねをいただきました残余の部分、また詳細につきましては、保険料課長及び給付課長より御答弁を申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 佐藤保険料課長。

○保険料課長（佐藤隆） 木村和彦議員の保険料減免に関するお尋ねの詳細につきましてお答えいたします。

条例改正の主な理由の納期限の7日前としない理由についてですが、東日本大震災に係る保険料の特例措置の減免につきましては、平成23年5月2日付東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置についてで、特例的な取り扱いを行う予定であることが国から示され、平成23年5月31日付の東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付についてで、国から交付金等の交付基準が示されたところでございます。この国からの交付金等の交付基準は、東日本大震災以外の災害時に、国から財源補てんが受けられます従来の後期高齢者医療の特別調整交付金の算定基準と比べまして、広域連合や市町村において、その都度の減免措置の条例の制定が必要ないこと、また、対象となる事由が広がっている上、保険金、損害賠償等による補てんされた金額を控除しないことや、被保険者等の合計所得金額による適用除外等の収入基準を適用しないこと、減免割合が高く減免額が多くなっていることなど、東日本大震災は未曾有の大震災でありましたことから、阪神・淡路大震災等の以前の取り扱いより特例的な取り扱いが数多く示されておるところでございます。

対象者の具体的な要件や基準といたしましては、平成23年3月11日に特定被災地域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた方、死亡または重篤な傷病を負った方、行方が不明である方、業務を廃止、休止した方などが対象となり、平成22年度と23年度の保険料で、普通徴収にあつては納期限が、特別徴収にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が平成23年3月11日から平成24年3月末までに到来する額についてを対象としております。

このように、平成22年度の3月分保険料をさかのぼって対象としておりますことや、対象となる事由が広がっていることなどから、ただいま広域連合長からもお答えいたしました。当広域連合では、今回の減免は条例第18条第1項の災害減免ではなく、第2項

の特別の理由での減免とするものでございまして、特別の理由での減免は、その理由によりまして申請できる時期も異なりますので、納期限の7日前までの申請では無理が生じてまいります。被保険者の方が無理なく申請できますよう、このような改正をするものであります。

次に、予想される減免額と、それに要する財源についてお答えいたします。東日本大震災による保険料減免につきましては、現在市町村から広域連合へ減免申請が届いておりますのが3万1,328件で、その減免額は10億6,100万円余となっております。この数値や、現在保険料の減免と同じ要件で行っております一部負担金等の免除の現在の申請件数4万359件等から推測いたしますと、減免額は14億から15億円となるのではないかと予想しているところでございます。また、この東日本大震災の減免は、国において特例措置を実施することといたしておりまして、災害臨時特例補助金と特別調整交付金で10分の10、つまり全額財源補てんされることとなっております。

次に、この減免額は、決算に影響があるのかにつきましては、市町村で収納した保険料は、収納した額が保険料等負担金として翌月に広域連合に払い込まれます。23年度の保険料減免分は、市町村で保険料等負担金からその金額を差し引き、払い込みがなされます。また、22年度分の保険料の減免分につきましては、広域連合の平成23年度特別会計の償還金、保険料還付金から市町村にその分を支出いたしますので、この決算には影響はないものであります。

この条例は、年度をまたいで遡及し3月11日から適用になっている、この考え方につきましては、東日本大震災に係る保険料減免につきましては、大震災のあった3月11日以降に到来する納期限の保険料を対象としております。当広域連合では、国における特別措置の減免をすべて対象とする考えから、本条例の附則に3月11日から適用といたしたものでございます。

次に、連合長が定める期限は何をもって定めるのかについてですが、当広域連合の規則であります宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する規則第13条第3項に、特別の理由の場合の保険料減免について、広域連合長が認める事由が生じた日から速やかに申請するものとし、と定めまして、東日本大震災に伴う保険料の減免は、附則の第4項で、先ほどの13条の第3項の申請規定にかかわらず、平成24年3月31日までに申請するものとする定めまして、今回の国の補助等で減免対象とする保険料期間とあわせ3月31日を申請期限とするものとしております。保険料減免に係るお答えは以上でござ

ざいます。

○議長（大泉鉄之助議員） 鎌田給付課長。

○給付課長（鎌田真弥） 私からは、健康保持増進事業費に係る部分についてお答えをいたします。

初めに、減額の理由についてお答えいたします。健康保持増進事業費につきまして、今回の補正により1,521万9,000円の減額補正をしておりますが、これは昨年度から開始した歯科健診モデル事業について、今年度の実施については東日本大震災による歯科健診実施受け入れ側の歯科医院の被災状況と、被保険者側の被災された方とされなかった方への健診機会の公平性の確保が図れない状況であったことから、宮城県歯科医師会との協議により、今年度の実施を見送ることとしたものに伴う減額分でございます。

次に、減額した事業にかわるものはあるかのご質問にお答えいたします。歯科健診モデル事業は、国庫からの全額補助のもと実施しておりましたが、事業を組む上では財源の問題も重要であり、被保険者にとって有益となる事業について、短期での準備期間で実施可能なものがあるかなど、今後検討を行ってまいります。

○議長（大泉鉄之助議員） 木村議員。

○13番（木村和彦議員） それぞれお答えをいただきました。ありがとうございます。6号については大変丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。なかなか難しいなど、理解の仕方が大変だなということでもございました。7号の決算には影響がないということも理解できましたので、ありがとうございます。9号についてなのですが、1つだけお伺いしたいと思います。このやっぱり全額をとということなんですけれども、やはりその被保険者に対する公平性という立場からすれば、これはもうやむを得なかったのかなという思いもするんですが、なかなか逆に、これを中止になったと、逆にこの機会をお待ちになっていた被保険者の方も、少なからず宮城県内にはいらっしゃるのかなというふうな思いをいたします。ぜひこの事業が中止になったということであれば、この中止になった経緯を被保険者にきちんとした報告をすることも、連合には持った責任ではないのかなというふうな思いをしますので、その辺の考え方だけについて再度質疑をしたいと思えます。

○議長（大泉鉄之助議員） 連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの木村議員の今回の中止に伴う被保険者の皆様への周知という件でございますが、これは大変重要なことと考えてございまして、こうした今

回、私どももせっかく期待を持って始めた事業でございます。来年度以降しっかりと安定した関係の中で、より多くの皆様にこの制度を御利用いただいて、歯科の健康保持に役立てていただきたいと考えているものでございますので、今年度の事情、また次年度以降の対応など、詳しくお知らせをするように鋭意事務局とともに作業を進めてまいりたいと、そのように考えるものでございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、議題のうち第9号議案について通告がありますので、発言を許します。

4番秋山善治郎議員。

○4番（秋山善治郎議員） 気仙沼市の出身の秋山善治郎です。私はグループけやきを代表して第9号議案、平成23年度後期高齢者医療特別会計予算の補正について質疑をいたします。

資料からいきますと、議案書の8ページ、議案関係資料6ページ、予算に関する説明書では8ページから13ページになると思います。2点についてお伺いいたします。

1点目は、歳出の減額補正している健康保持増進事業費歯科健診モデル事業の額1,521万9,000円についてであります。ただいま質問、質疑にもありましたけれども、この事業は、広域連合が被保険者の健康の保持増進を図るために鳴り物入りで昨年度予算化したモデル事業であります。その事業を取りやめる理由としたのは、震災の影響を考慮してであり、具体的には3月11日の東日本大震災により、県内の歯科診療所の40%が被害を受け、歯科健診事業に取り組めないとの説明がありました。巨大津波で1,400人を超す死者、行方不明者を出した気仙沼市では、今復興に全力を傾注しておりますが、気仙沼市で開院していた23の歯科診療所のうち16が通常営業しており、残る3医院は避難所を回り口腔ケアを巡回指導しております。県内の歯科医療機関の未再開は、多く見積もっても5%ではないかとの指摘もあります。実態はどうかでありますでしょうか。減額補正された根拠、大震災による歯科医院被災を理由とした歯科健診中止は合理性がないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、事業見直しの周知についてお伺いいたします。

今般の議会で減額補正している歯科健診モデル事業は、今年度は中止するとして既に関係機関に通知しているようにも見受けられます。連合長は、歯科医療機関や事業を受託する市町村に、どのような連絡、周知を実施していくのか答弁を求めたいと思います。

○議長（大泉鉄之助議員） 連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの秋山善治郎議員の御質問につきましては、事務局長より詳細を御答弁申し上げたいと存じます。

○議長（大泉鉄之助議員） 中里事務局長。

○事務局長（中里豊） 秋山善治郎議員の質疑に事務局からお答えをいたします。

歯科健診モデル事業を今年度中止した理由についてお答えをいたします。歯科健診モデル事業は、高齢者に多く発生いたします口腔内のトラブルについて、その改善をする機会を設け、もって被保険者の健康保持、増進を図り生活の質の向上を目指すことを目的に、宮城県歯科医師会の御協力のもと、宮城県広域連合として平成22年度に開始した事業でございます。本年度、事業実施を見送ることとした理由でございますが、先ほども御説明をいたしておりますが、今回の東日本大震災の影響によるものでございます。1つには、健診対象者の受診機会の公平性を保つことが困難であるということでございます。今回の震災により県外に避難されている方がおられますことや、避難所生活のため居所が不明となる健診対象者が見込まれること、また、健診を実施していただく歯科診療所、特に県沿岸部の診療所の多くが被害に遭われており、その地域の健診対象者の方が受診が困難になることなどが予想されたからでございます。2つ目には、歯科健診モデル事業を実施いたしますには、健診実施までの準備期間が必要でございます。その期間を確保することが困難であるということでございます。実施いたしますためには、業務を委託いたします宮城県歯科医師会と委託契約内容の調整、健診協力診療機関の選定、当該歯科医師への事業の説明及び研修、対象者への受診券の送付等の準備が必要でございます。4月早々には着手しなければならないわけでございますが、県歯科医師会と協議をいたしました結果、双方震災直後であり、現在の状況においては当該事業の着手は困難であるという結論に至りましたことからでございます。以上、申し上げました理由により、本年度はやむを得ず中止することといたしたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、事業の実施の可否につきまして、関係機関等の年間事業の計画に影響を及ぼすことから、年度当初にお示しをする必要がございます。そのため、4月後半には関係機関に御連絡をいたしたところでございます。

最後に、本事業は、高齢者の生活の質の向上のために有用な事業であると認識いたしております。来年度には、本年度の対象者も加えた上で実施することといたすと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（大泉鉄之助議員） 秋山議員。

○4番（秋山善治郎議員） 受託する市町村に対してどのように説明したのかについて答えがなかったように思いましたので、再度質問します。

それから、ついでですので再質問もいたします。

歯科医師会に対して打診があった、これは4月に打診があったんだということで今説明がありましたけれども、確かに3月11日の大震災で、4月という点では対応が難しかったことはやむを得ないと思います。ですから、いろいろな各市町村の事業についても3か月おくれと、こういう形で実際に事業を今展開しているのではないかと思います。今回のこの歯科健診についても、そのおくれの中でも対応できたのではないかと思います。歯科医師会は、その打診について同意しているんだそうでございますけれども、これは喜んで同意したのではなくて、行政に遠慮して強く反対しなかったという声も得ております。昨年12月には、宮城県議会は、宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例を公布しております。その第2条で、歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康保持増進としていく上で大きな役割を果たしているとの認識のもとに、県民みずから日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての県民が生涯にわたり必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本としておこななければならないとの基本理念にうたわれているところであります。今回のこの歯科健診モデル事業の中止は、この県条例の定めについても違反することになるのではないかと思います。いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（大泉鉄之助議員） 連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 秋山議員の再びのお尋ねにお答えを申し上げたいと存じます。

県が条例を制定されまして、高齢者の方々を含めすべての年代の方々にとって、歯科の口腔衛生ということが非常に重要な要件であるということをお定めになり、そしてまたそのように各般の御理解と御協力を得て、宮城県全域において施策を推進していることにつきましては、私もこれを承知しているところでございます。そしてまた、ただいま議員御指摘のように、このことは私どもとしても大いに力をもって進めなければいけないという点についても、議員のお考えに御賛同するものでございます。今回の事情、事業の中止ということにつきましては、やはり震災直後のあの大変厳しい状況の中で、昨年実施をいたしましたような形での実施のスケジュールを組むことは極めて難しいという判断に立ちま

して、これを県歯科医師会と御相談の上、決定をいたしましたものでございまして、県歯科医師会とはさまざまな事務的な打ち合わせ、検討等をさせていただきましたが、決して私どもに遠慮をなされて、できるものをできないとおっしゃったとか、そういうようなことではございませんので、全般の今年度の状況によるものというふうに御理解を賜りたいと存じます。

様々な事業において、現在復旧作業が進んでおりまして、2カ月後、3カ月後の時点において実施が可能になる事業も、県内各市町村においてさまざまにあることは承知をしているところでございますが、この事業につきましては、先ほど事務局長が御答弁を申し上げましたとおり、やはり年度当初にその実施の可否を判断をいたしませんと、スムーズな実施に至らないというものでございますので、その決定の時期による制約もあったという点について御理解を賜りたいと存じます。

なお、来年度以降につきましては、今回の受診ができなかった対象者の方も含め、十分な体制をもって実施に当たってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

残余の分につきましては、事務局長から御答弁をさせていただきます。

○議長（大泉鉄之助議員） 事務局長。

○事務局長（中里豊） ただいま連合長から御答弁申し上げたとおりでございます。さらにつけ加えますとすれば、広域連合のスタンスというか、そういった事情だけをちょっと御説明をいたしたいと思います。

まず、3月、4月でございますけれども、広域連合といたしましては、まず第1番目に考えなければならないのは、被保険者の方が安心して医療が受けられるようにする状況をつくること、これが最優先課題ととらえております。そのために、多数の事務を生ずるわけでございますが、まず、被保険者証が手元にない、どうすればいいんだとか、あと、かかりつけ医院が被災に遭って、これまでのカルテや処方箋がないんだけれども、どうすればいいんだとか、いろいろな形で被保険者あるいは関係医療機関から問い合わせ等が数多くあった時期でございます。さらに、2番目に、被災した方について手元に一部負担金を支払う現金がないんだと、じゃあこれはどうすればいいんだと、一部負担金の免除制度があると思うがというような形なり、保険料についてはどうなんだといった形なり、そういったことにつきまして考えていかなければならなかった時期でございます。さらに、そういった被保険者証がなくても医療機関にかかるとか、あるいは、被災に遭った場合には

一部負担金の免除を受けられると、そういったものについての広報ですけれども、それを最初に行わなければならない時期でございました。そういったこともございましたことから、4月の実施は非常に難しいということで判断をいたしましたものでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（大泉鉄之助議員） 事務局長、第1問の答弁に対する確認がありましたね。これについて答弁をしてください。

○事務局長（中里豊） 市町村への御連絡でございますけれども、これは、うちの方の担当幹事会がでございますけれども、4月の最終的に文書を出したのは4月の26日の日に、各市町村にもことはモデル事業がこういった形になるという御連絡をいたしております。

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、議題のうち第7号議案について通告がありますので、発言を許します。

21番 鞠子幸則議員。

○21番（鞠子幸則議員） 亶理町議会の鞠子幸則です。私は4点について質疑いたします。ページはいずれも主要な施策の成果に関する説明書であります。

まず、第1点目、16ページですね、保険料についてです。普通徴収の収納率は、21年度は97.10%、22年度は90.34%です。なぜ低下したのか答弁をお願いいたします。また、県独自の保険料軽減措置をなぜとらなかったのか答弁をお願いいたします。

2点目、保険給付費についてです。ページで言えば29ページです。医科の1件当たりの支給額は、21年度は約3万573円、22年度は約3万2,047円です。歯科の1件当たりの支給額は、21年度約1万2,994円、22年度は約1万3,091円です。医科、歯科とも1件当たりの給付額がなぜ増加したのか答弁をお願いいたします。

第3点、健診についてです。33ページです。受診率は21年度24.5%、22年度23.9%です。なぜ受診率が低下したのか答弁をお願いいたします。

最後に、4点目、ページで言えば34ページです。歯科健診についてです。なぜ予算の執行率が39.6%にとどまったのか答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（大泉鉄之助議員） 答弁願います。連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの鞠子幸則議員の御質問につきましては、事務局より御答弁を申し上げたいと存じます。

○議長（大泉鉄之助議員） 事務局長。

○事務局長（中里豊） ただいまの鞠子幸則議員の質疑のうち、保険料についての質疑は保険料課長より、保険給付費、健康診査、歯科健診につきましての質疑は給付課長より御答弁申し上げます。

○議長（大泉鉄之助議員） 保険料課長。

○保険料課長（佐藤隆） 鞠子幸則議員の保険料に関する質疑にお答えをいたします。

前年度と比べて、普通徴収の収納率がなぜ低下したのかについてですが、普通徴収の収納率は、5月末現在になります。21年度に比べまして2.69ポイント低下しております。先ほど鞠子議員が言ったのと若干違いますが、5月末で比べますと2.69ポイントとなっております。これは、3月11日の東日本大震災で被保険者の方が数多く被災したこと、多くの市町村で普通徴収の3月分納期限を延長し、6月以降に延長した市町村もあったこと、役所の庁舎や金融機関が津波で被災し、収納原簿や保険料データが流出したり読めなくなったこと、また、市町村の職員が3月11日以降、災害復旧や復興の業務に追われ、出納閉鎖期間中も収納業務がほとんどできなかったこと、また、金融機関もなくなったり閉鎖していたり、被保険者の方も納付書が流されるなどしたほか、避難所生活等であつたりして、納めたくても納められなかったことなどが収納率が低下したことに影響しているものと考えております。

次に、なぜ県独自の軽減措置をとらなかったのかについてですが、保険料の軽減措置につきましては、低所得者に係る軽減の均等割額の7割、5割、2割及び被用者保険の被扶養者に係る軽減の均等割額の5割軽減部分につきましては、法定軽減として、その財源は県が4分の3、市町村が4分の1を負担することとなっております。また、均等割額の9割、8.5割軽減該当者の軽減拡大部分と、所得割額の2分の1軽減、被用者保険の被扶養者に係る軽減拡大部分は、全額国が負担することとなっております。これ以外の軽減を広域連合が独自に行いますと、国等からのその財源補てんはございませんことから、その財源は保険料とするしかございませんので、独自の軽減は考えておらないところでございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田真弥） 私からは、保険給付費、健康診査、歯科健診事業についての質疑にお答えいたします。

前年度に比べて、医科、歯科とも1件当たりの支給額がなぜ増加したのかとの御質問にお答えいたします。

平成22年度の医科に係る1件当たりの保険給付費につきましては3万2,047円ほどとなりますので、前年度よりも1,474円ほどの増加、歯科につきましても、平成22年度は1万3,091円ほどとなりますので、前年度よりも97円ほど増加している状況でございます。これらにつきましては、平成22年度分からの診療報酬改定、こちらが久々のプラス改定であったことと、医療の高度化による影響と推測しております。

次に、前年度に比べて受診率がなぜ低下したのかについてのお答えをいたします。

後期高齢者に係る平成22年度の受診率は23.9%ほどとなり、前年度が24.4%ほどでしたので、0.5ポイント低下した結果となっております。受診率につきましては、後期高齢者に限らず国保の状況を見ましても、22年度の状況はただいま調査中でございますけれども、21年度の状況から見ますと46%という数値ではありますが、20年度は47.6%でありましたので、1ポイント以上の低下となっているなど、全体的に低下の傾向にあるようでございます。昨年度から正式参加しております各保険者の集まりである保険者協議会の中での情報といたしましては、住民健診として実施されていた基本健診と比べ健診項目が若干減ったこと、さらには、健診がいわゆるメタボ健診に特化したものとなったことなどにより、健診への関心の低下が受診率低下の一因になっているのではないかとのお意見もございました。当広域連合でも、受診率向上に向け、健診の必要性や重要性について、なお一層の被保険者に向けた周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

最後に、歯科健診についてでございますが、予算執行率がなぜ39.6%にとどまったのかについてお答えいたします。

歯科健診モデル事業は、全国的にも実施事例が少なく、参考となる受診率などのデータがございませんでした。このため、健康診査で掲げる目標値としていた30%をもとに予算措置しておりましたが、結果として受診率は9.7%ほどという状況にとどまり、結果、予算執行率も39.6%にとどまった状況でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 鞠子議員。

○21番（鞠子幸則議員） 簡単に1点だけ。4点目です。歯科健診についてですけれども、予算の執行率が39.6%にとどまった、これは予算の立て方もあると思いますけれども、先ほど歯科健診の重要性はお認めになっているので、取り組みが不十分だったというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（大泉鉄之助議員） 事務局長。

○事務局長（中里豊） お答えをいたします。

今回、予算執行率が39.6%にとどまったという理由でございますけれども、これはやっぱり、一つとしては周知広報というか、そういったものが少し足りなかったのではないかと、あるいは、健診期間ですけれども、これについても歯科医師の先生からお聞きしますと、ある一定期間を設けてやった方が受診率は高くなるんですよと、例えば6月から9月までの期間ですとか、そういった形のものなりのお話があったところでございます。いろいろ歯科医師の先生からもアドバイスをいただいておりますので、来年度実施いたしますので、その旨を検討してまいりたいと思っております。そういう意味で予算執行率、先ほど申し上げましたとおり、最初は見込みの数値というのが現実的にはなかったものですから、当初30%という形で立ててしまったものでございます。

○議長（大泉鉄之助議員） これにて質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決を行います。

まず、日程第5、第6号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、第7号議案、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

30番遠藤武夫議員。

○30番（遠藤武夫議員） 私は、第7号議案、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対の討論をいたします。

3月11日に発生した東日本大震災は、日本社会を根本から総点検する機会になっております。

さて、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金について、被災者は来年2月末まで免除する措置がとられております。もともと公的医療保険は、いざというときに保険で必

要な医療を受けることができるように設けられているものであります。ですから、受診するときに医療費を一部負担するということは、ヨーロッパ諸国ではありません。病院の窓口で患者に一部負担を求めている日本が異常だということが、この大震災を機に改めて痛感させられました。

そういう観点で後期高齢者医療制度を見てみると、今決算年度は制度発足から2年が経過した後、保険料の引き上げ改定を行った年度であります。保険料普通徴収の人の中には、相応の保険料滞納があります。年金収入が18万円以下の極めて年金が少ない被保険者で、本来であれば保険料を徴収すべきでない人が多数含まれているものと思われまます。宮城県広域連合は、これまで資格証明書の発行に慎重な態度をとり、短期保険証の発行に当たっても、いわゆる保険証のとめ置きをしないように各市町村に努力を促し、後期高齢者の医療機会の保障に留意した対応をしていただいております。しかし、この保険料負担に耐えられない後期高齢者は、課税対象から外すよう政府に特段に働きかけ、広域連合独自に減免する何らかのさらなる対応、努力が求められているのではないのでしょうか。現行制度よりも改悪になるこの厚生労働省の案に対して、現場を預かる広域連合としても、抜本的な見直しを求めるべきであります。

健診についてであります。受診率向上に向けた努力はあるかもしれませんが、前年比で受診率が後退していることは大変残念であります。広域連合が保険者として受診率の抜本的向上に向けた構えを持つことが、今求められているのではないのでしょうか。

広域連合としてのさらなる努力と、現行制度からの改悪を進めるべきではないことを申し上げて、反対の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、9番櫻井隆議員。

○9番（櫻井隆議員） 9番、岩沼市の櫻井でございます。県央会を代表しまして、第7号議案、平成22年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定に対して、賛成討論させていただきます。

御承知のとおり、現行制度は昨年末、医療制度改革会議により、本制度廃止を含む最終報告が取りまとめられました。また、本年6月末に、社会保障と税の一体改革成案の中で高齢者医療制度の見直しが示されましたが、いまだに先行きは不透明な状況でございます。

しかしながら、現行制度が続く間は、県内26万7,551人の被保険者の命と健康を守るため、1日たりとも医療の空白期間があってはならないことは言うまでもなく、高齢

化に伴う医療費の増大などに耐え得るしっかりとした事業運営が何よりも重要と考えます。

このような中での平成22年度の後期高齢者医療制度の運営は、的確な事業の実施と適正な予算の執行がなされているものと認められます。今後も、広域連合が構成する市町村とともに、被保険者の立場に立って、より一層の努力を重ねることを期待し、賛成討論いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（大泉鉄之助議員） これにて討論を終結いたします。

これより第7号議案について起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大泉鉄之助議員） 起立多数であります。

よって、第7号議案は認定することに決しました。

次に、日程第7、第8号議案、平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、第9号議案、平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

4番秋山善治郎議員。

○4番（秋山善治郎議員） 4番、気仙沼在住でグループけやきの秋山善治郎です。私は、第9号議案、平成23年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論いたします。

3月11日、東日本を襲った大地震と巨大津波は、多くの人々の命を奪い、家も工場も商店も一瞬に飲み込みました。「助けて」の悲鳴が聞こえても手の施しようがなく、寝たきりの母親を助けようと必死になっている息子に、「いいからおまえだけ逃げろ」と諭され、それが最後の言葉となった人もいます。町一面が瓦れきの山、ヘドロの海を目の当たりに

して、戦争よりひどいとの感想を語った人もいます。その惨状を前に途方に暮れ、何から手をつけたらいいのかわからないありさまでした。頑張ろう、頑張っぺ、震災から5カ月、みんなができることから一つ一つ復興に向け、一丸となって取り組んでまいりました。

今議案について、質疑の中で4月に事業中止を決定したことが明らかにされましたが、大震災1カ月目の被災地が健診を考える状況になかったことは言うまでもありません。この問題は、5カ月が過ぎ、復興に向け歩き出した今判断すべきことであります。後期高齢者の歯科健診モデル事業の目的について、広域連合の主要な施策の成果に関する説明書にこう書かれています。「歯科健診の実施により、口腔内の衛生状態の確認を通して、誤嚥性肺炎など高齢者に多く発生する疾病の予防により、被保険者の健康の保持・増進し、QOLの向上を図る」と。それをやめてしまえということは、広域連合の自己否定であります。

歯の健康は、宮城県条例で、全身の健康を保持・増進していく上で大きな役割を果たしていると述べており、昨年、全国保険医団体連合会が実施した1万人アンケートでも、歯の健康を国民は大切に考えていることが示されています。

震災からの復興は、できることから一つ一つ実施することです。巨大津波から逃れ、命をつないでいる被保険者に生きる喜びを伝えるお手伝いをするのが、広域連合の仕事ではないでしょうか。無理な要求をしているではありません。予算化している事業を実施してほしい、いや、実施すべきだと言っているのです。被災した気仙沼市では、7割の歯科医が通常診療を始め、残った歯科医も医院の再興を目指して避難所を回り、被災者を励ましています。今般の補正内容を見ると、他の補正は否決しても、次回の議会で十分対応できるものであります。被災者救援、復興の光を当てるために、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、特別会計補正の反対討論といたします。

○議長（大泉鉄之助議員） これにて討論を終結いたします。

これより第9号議案について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大泉鉄之助議員） 起立多数であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第10号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、日程第9、第10号議案、監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、及川監査委員職務執行者の退席を求めます。

（監査委員職務執行者 及川宜成 退席）

本案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいま上程になりました第10号議案、広域連合監査委員の選任に関する件であります。これは、広域連合監査委員のうち、及川宜成氏が平成23年7月31日をもって任期満了となりましたので、その後任の委員として、引き続き同氏を選任することについてお諮りするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 本案については、質疑及び討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、第10号議案はこれに同意することに決しました。

及川監査委員職務執行者の入場を求めます。

（監査委員職務執行者 及川宜成 入場）

---

日程第10 第11号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、日程第10、第11号議案、監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいま上程になりました第11号議案、広域連合監査委員の選任に関する件であります。これは、広域連合監査委員のうち、沼倉啓介議員が平成23年7月30日をもって任期満了となりましたので、その後任の委員として、安藤征夫議員を選任することについてお諮りするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 本案については、質疑及び討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、第11号議案はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第11 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、日程第11、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に丹野政博氏、長谷川翼氏、橋本伸兒氏、木村政行氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と決めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました丹野政博氏、長谷川翼氏、橋本伸兒氏、木村政行氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員に御守文雄氏、佐々木昭壽氏、熊谷貞男氏、郷古光一氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大泉鉄之助議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました御守文雄氏、佐々木昭壽氏、熊谷貞男氏、郷古光一氏が選挙管理委員の補充員に当選されました。

なお、補充の順序については、指名の順といたします。

この際、暫時休憩をいたします。5分ほど休憩をとりますので、どうぞお願いいたします。

午後2時29分 休憩

---

午後2時36分 開議

○議長（大泉鉄之助議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 一般質問

○議長（大泉鉄之助議員） 日程第12、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。

申し合わせにより、発言時間は答弁を含め1人30分以内とし、質問回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力のほどお願い申し上げます。

通告順に質問を許します。13番木村和彦議員。

○13番（木村和彦議員） それでは、一般質問させていただきます。県北の会を代表して質問をいたします。

もう、きょうで5カ月になりましたこの東日本大震災は、予想以上のつめ跡を残してご

ございます。生活再建、復興というよりは、いまだに復旧に追われるという現実も真に受けて、日々その復旧そして復興へと各議員も、また連合も頑張っているかというふうに思うんですが、その中で一番困られている保険者の声も、この議会に反映していかなければならないという使命も、私は受けてございます。この震災の影響を受けまして、非常に生活が困窮されている方も決して少ないものではございません。当然、この後期高齢者の保険料などについても、保険料の減免、そして窓口の一部負担金の免除についても、既に行われているところではありますが、これらの手続きについてでございますけれども、これらについてお伺いをしてまいります。

この手続きは、住民だけが被害を受けたものではなく、各行政機関にも甚大な被害を及ぼしてございます。この被害を受けた市町村の窓口、この窓口が正常に機能しないうちに、このような減免の手続きをしなければならないということになれば、この負担、業務については、非常にその被害を受けた行政機関にとっても過重負担になっているのではないかとこの危惧を覚えるのは私だけではないというふうに考えてございます。このような実態を連合はどのようにとらえ、そしてまたどのように対応していくおつもりであるのか、まずお伺いをしてまいりたいと思います。

次に、今後の広域連合の活動の方向性についてをお伺いをいたします。

ただいま審議をしてまいりましたけれども、今回の歯科健診事業が中止ということになりました。この事業が始まったばかりで、この中止に至る理由については理解をいたしました。しかし、これだけではなくて、やはり連合として、これにかわる事業も積極的に取り組む必要もあるのではないかとこのように私は思います。

今回の被災を受けて、私も被災地を訪問させていただきました。そのときに何を持って行ったかと言いますと、私は家にあるだけの歯ブラシを300本持って被災地の方に、避難所の方に行かせていただきました。それも一つの、救援物資の一つだったのかなというふうに私は思います。食料を持ってくる以上に喜ばれたのも事実でございますし、このオーラルケアに限らず、そういうケアもする必要があるのではないかとこのように思いますので、お考えをお伺いいたします。今回の震災で、私の家も全壊をいたしました。同僚の議員にも流失をされた議員も多くいらっしゃいます。その中で、私は両親と同居しておるんですが、自分が精魂たてて建てた建物が、日々日々壊されていく解体の姿をしたときに、どんどん沈んでいくその肩の重みを見たときに、非常に寂しい思いなんだなというふうな思いをいたします。それを思うに、確かにその体のケアも必要ですけれども、心のメ

ンタルケアも当然必要になってくるのではないかというふうに私は感じております。

このような事業を、これは一つの参考でございますけれども、これにかわる事業ということで、こういう広域連合、そしてこの被保険者に対するケアについて今後どのようにお考えになっているのか、ひとつぜひ連合長がお考えになっていることがございましたら、この場でお聞きいただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

○議長（大泉鉄之助議員） 答弁願います。連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいま木村和彦議員からお尋ねがございました。今回の歯科健診は、やむを得ず中止に至ったところでございますけれども、それを受けまして、今後必要となる何らかの可能な対応としての事業の立案ということでございます。私どもも、さまざまな観点からこれを考えまして、ただいま御指摘をいただきました点も含め、鋭意事務局として検討し、また、御相談を申し上げることができるような体制に進んでまいりたいというふうに考えるものでございます。

残余の御質問につきましては、事務局の方からお答えをさせていただきます。

○議長（大泉鉄之助議員） 事務局長。

○事務局長（中里豊） それでは、最初に私から、今回の大震災におきまして、広域連合と各自治体との対応等についてお答えをいたします。

御案内のとおり、後期高齢者医療制度を運営しております広域連合は、県内35の市町村により構成、運営されております。したがって、事務局といたしましては、被保険者と直接対応する市町村の実態把握は非常に重要なことでございます。震災直後、事務局では各市町村の電話、ファクシミリ、回線システム、窓口状況及び事務執行体制等の状況調査を行ったところでございます。また、市町村においては、従来の業務に加え、被災者支援、災害復旧、復興のため、新たなしかも大量の事務が発生することになりました。これは後期高齢者医療には限りませんが、担当者は担当業務のみならず、被災者の支援、また復旧、復興業務も兼務しなければなりません。甚大な被害のあった沿岸部の市町村においては職員にも犠牲者が出るなど、人的、物的にも多大な被害を受け、行政機能が十分に発揮できない状況となった市町村もございます。このようなことから、市町村窓口は現在でも厳しい環境に置かれているものと理解をしております。

一方、広域連合事務局におきましても、従来の業務に加えまして、保険料減免、一部負担金免除等の特例措置の実施のための準備事務等を早急に行わなければなりません。

た。さらに、7月の確定賦課、8月の被保険者証の一斉更新事務が控えておりましたが、それら事務に対しても、被害の甚大であった市町村の実情を勘案して対応する必要がありました。市町村の担当職員の厳しさは十分認識しておりますことから、単に広域連合、市町村の事務といった事務区分にとらわれず、広域連合事務局が最大限の努力を行ってきているところでございます。市町村、事務局ともに厳しい状況ではございますが、何よりも被保険者の方に御不安や御不便をおかけしないようにすることが、私どもに課せられた責務でございます。後期高齢者医療を担う広域連合は、構成市町村と連携、協力が不可欠でございますことから、今後も双方の実情の理解に努め、今回の災害を何とか乗り越えて安定した事業執行ができるよう、ともに努力してまいりたいと考えております。

具体的な内容及びほかの質問につきましては、担当の保険料課長及び給付課長より御答弁申し上げます。

○議長（大泉鉄之助議員） 保険料課長。

○保険料課長（佐藤隆） 木村和彦議員の広域連合の対応についての具体的な内容についてですが、広域連合といたしましては、市町村において事務が少しでも円滑に実施できますよう、震災後直ちに市町村との連絡体制を築き、津波等の被害で機器が使用できなくなった市町村には、標準システムの端末や周辺機器の貸し出し、プリンターの代替機を設置するなどのほか、広域連合職員が直接現地に出向き、確定賦課や一斉更新等の事務打ち合わせを行うなどを実施したところでございます。保険料の減免や一部負担金の免除等の事務を直接行っております市町村の職員は、まだまだ震災復旧の仕事もございまして、日々の後期高齢者医療に係る業務等も重なり、大変な状況でございます。一方、広域連合も、被保険者証の更新や確定賦課の繁忙時期と重なり、保険料の減免や一部負担金の免除等の準備事務等で大変な時期ではありましたが、市町村の職員の負担軽減のため、国に対して機会をとらえ、保険料減免等での要件の見直しや簡易な取り扱いについて意見を出し、要望を行いまして、賠償金等を収入と見ない取り扱いや、収入上限1,000万円の基準を適用しないことなど、煩雑な事務が簡便な取り扱いとなり、被保険者や職員の負担が軽減されたところでございます。さらに、保険料減免や一部負担金等の免除事務は、短期間に数多くの件数を処理いたしますことから、広域連合におきまして事務マニュアルを作成し、その中で罹災証明を発行している市町村による職権での一括登録等の電算システムの活用や、航空写真等での既存の資料の活用を具体的に示し、さらに市町村からの職権申請様式

の作成や添付資料の簡素化等を行い、被保険者の方や窓口の職員が申請手続きを簡便で迅速に行えるようにしておるところでございます。また、一部負担金等を支払った免除者への還付事務につきましては、本来は市町村の事務ではありますが、現在は直接広域連合で行っております、6月、7月分合わせまして8,700件を超えておりますが、1日でも早く被保険者の方のお手元に還付金としてお返しできますよう、8月末を目途に事務を進めておるところでありまして、種々市町村職員の負担の軽減を図りながら、広域連合といたしましても市町村とともに保険料減免等の事務を鋭意進めていくこととしているところでございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田真弥） 私からは、歯科健診モデル事業の中止に伴い、これにかわる事業を早急に定めるべき、今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

先ほど、連合長からの答弁にもありましたが、被保険者にとって、とりわけ被災者にとって有益となる事業なども含め、市町村で把握しているニーズ等の情報を得ながら、広域連合として担うべきものであって、短期の準備期間での実施が可能で、財源の問題もクリアでき、実施可能な事業についてなど検討を行ってまいりたいと存じます。

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、18番水戸義裕議員。

○18番（水戸義裕議員） 18番、柴田町の水戸義裕であります。グループさくらを代表いたしまして質問させていただきます。

まず、冒頭で3月11日の震災によってお亡くなりになられた方、それから被災された方に対してのお悔やみとお見舞いをまず申し上げます。

さて、平成22年度の健康診査の受診状況での実績では、自治体ごとに受診率に大きくばらつきがあります。平均受診率が23.9%であり、上位の受診率では七ヶ宿町の55.1%から、次いで大河原町、富谷町、名取市などが続きます。一方で、平均受診率より低い市町が35市町村中20ほどにもなっています。このばらつきの理由は何があるか、お考えをお聞きしたいと思います。

また、健康診査が始まってから受診率が年々低下していることから、以下についてお聞きします。

受診率の高い自治体はなぜなのか。低い自治体は、受診率の高い自治体のいい点を取り入れていただき、県全体の受診率向上を図ることとして、その役割を広域連合としても担っていくべきではないかと思うが、考えをお聞きしたいと思います。

次に、受診率の差が、何らかのペナルティーが生じることはあるのか。

次に、医療においては、技術の進歩がむしろ国民医療費を増加させる原因の一つになっていると考えられているようですが、健康診査の受診によって大病になることが未然に防止でき、早めの対応ができるとすれば、医療費の高騰を抑えることができるのではないかと考えます。健康診査によって健康率も高まり、逆に受診率、健康率が低下することにより保険給付費が高まっていくのではないかと思います。事実、保険給付費も年ごとに上昇しています。医療費の増加はとめることはできないとは思いますが、しかし、この保険給付費の抑制は、本広域連合としても事業運営のポイントではないかと考え、この点についての考えをお聞きします。以上です。

○議長（大泉鉄之助議員） 答弁願います。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの水戸義裕議員の御質問につきましては、給付課長より御答弁を申し上げます。

○議長（大泉鉄之助議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田真弥） 水戸義裕議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成22年度の健康診査の受診率は平均23.9%となっているが、市町村ごとに受診率のばらつきがある。その理由については何が考えられるか、についてお答えいたします。

受診率の、いわゆるばらつきにつきましては、後期高齢者のみならず国保の特定健診についても同様の状況であると思われます。受診率につきましては、集団健診や個別健診といった健診形態の違い、あるいは申し込み制による実施と対象者全員への受診券の送付など、さまざまな要因によるものと思われます。

次に、健康診査の受診率向上の役割を広域連合としても担うべきではないかとの御質問についてでございますが、広域連合としましては、健診の実施についてすべて市町村に委託し、実施している状況ではございますが、健診の実施主体は広域連合でありますので、受診率向上に向けた取り組みなどの役割を担うべきものと考えております。

次に、受診率により市町村に何らかのペナルティーが生じるのかについてでございますが、国保の特定健診とは異なり、受診率によるペナルティー等はないものでございます。

最後に、健康診査の受診率が低下し、一方で保険給付費が高くなってきている。受診率の向上と給付費の抑制についての問いについてでございますが、健診は疾病の早期発見や重症化予防の観点からも重要であり、そのような意味から、受診率の向上は将来的な医療

費の抑制につながるものと推測されるものでございます。

なお、給付費の適正に向けた当広域連合の取り組みといたしましては、ジェネリック希望カードの取り組みを行ってきておりますが、今年度はさらなる取り組みとして、現に処方されている先発医薬品を後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品に変更すると、どれくらいの医療費の節約が可能か、一例としてそのような内容をお知らせするジェネリック差額通知の取り組みを計画しているところでございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 次に、24番歌川渡議員。

○24番（歌川渡議員） 24番、七ヶ浜町議会選出の歌川渡でございます。

グループけやきを代表して質問いたします。

初めに、3月11日の巨大地震と津波、さらに4月7日の余震による甚大な被害の上、東京電力福島原発事故による被災が加わり、日本の歴史でも未曾有の大災害となりました。改めて亡くなられた方々への深い哀悼の気持ちとともに、被災された方々への心からのお見舞いを申し上げ、今後の復旧、復興に努力していくことを決意するものであります。

では、質問に移ります。

第1点は、この東日本大震災で被災された高齢者の生活健康状況についてお尋ねいたします。

1つは、この大震災において、とうとい命と家屋の流出、倒壊などで、多くの財産を失いました。高齢者のいる世帯、高齢者世帯においても、多くの方々が被災されております。大震災による県内の死亡、不明者は、8月5日時点で1万1,715人、その4人に1人の約3,000人が後期高齢者であります。また、26万7,000人の後期高齢者の約14%の世帯が、家屋の全壊及び半壊の被害を受けています。私の住む七ヶ浜町では、人口約2万1,500人、全世帯6,500世帯で、今回の大震災で亡くなられた町民、身元不明者2人を含めると98人、家屋の倒壊等で罹災申請は約3,800件になっております。家屋の損壊は全体の約60%であります。現在、仮設住宅入居者は、入居世帯409件、1,277人、また、民間賃貸住宅入居者は190世帯679人が被災生活を余儀なくされました。新聞、テレビ等での報道でも、仙台を初め気仙沼、南三陸町、東松島市、石巻市、亘理町、山元町等は、我が町以上の甚大な被害を受けております。県内における後期高齢者の被災状況について、どのような把握をされているのかお尋ねいたします。

2つは、県内各地の被災状況に照らして、被災地の医療機関の被災状況や開設、開所状況はどのようになっているのでしょうか。今回の議案に上程された特別会計予算の補正で、健康保持増進事業費として歯科健診モデル事業費1,209万4,000円全額が減額されました。そのことに照らしてみますと、医科診療機関の被災、医療機関の空白地域も出ているのではないかと危惧するものであります。このような地域で、高齢者の方々の治療と健康が維持されているのか、かかりつけとなっている医療機関が運営されているのか、大震災後の高齢者の受診状況について、特に甚大な被災地での高齢者の受診状況についてお尋ねいたします。

第2点は、被災地の高齢者が安心して医療を受けられるための今後の施策として、以下の3点について実施すべきと思いますが、連合長の考えをお尋ねいたします。連合長も御存じのように、後期高齢者医療制度の趣旨に掲げております、75歳以上の者に心身の特性に応じた新たな医療サービスを提供する、この実践、実行をするのが後期高齢者医療広域連合の役割であります。

そこで、1つは、災害発生から5カ月が経過いたしました。多くの被災者がなお心身とも苦しみのふちにあり、依然として先の見えない不安のもとに置かれています。ましてや、高齢者はその影響を特に受けやすい状況に置かれているのではないのでしょうか。そこで、被災されている高齢者の健康状況を把握するための状況の調査を行う考えはありますか。

2つは、我が町七ヶ浜町においても生じております、被災された高齢者の方々が入居している仮設住宅設置場所が公共交通路線から離れており、医療機関に通院するに当たって不便を生じていることであります。保険者として、被保険者である高齢者が、仮設住宅地域から経済的、心身的負担がなく、かかりつけ医療機関に通院できるよう、市町村との協議で通院手段の確保を図るべきではないのでしょうか。8月10日付の一般紙に、このような記事が載っておりました。郊外の仮設、車なく不便、石巻、70歳の夫婦、通院や買い物できない、と悲痛な訴えの記事であります。これに対して石巻市では、これらの要望に対して、仮設住宅と商業施設、医療機関などを巡回するバス運行などを検討すると言っています。ぜひこのような市町村の実施に後押しされるような協議努力をすべきであります。

3つは、仮設住宅に入居している高齢者の病気の重症化防止と健康管理の一貫として、広域連合として巡回診療を行う考えはありますか。これについては、8月9日付の別の

一般紙には、福島県大玉村での仮設住宅集会所を臨時診療所として診療に当たっている記事が載っております。近くに病院がない、隣の市にタクシーなどで通わざるを得ない。そこで、担当している医師は、住民の健康を考えると仮設住宅には医師が必要だと、町に診療所の開設を訴えている。このような記事も載っております。高齢者の医療を受けられる環境を整えるように市町村に働きかける考えはないでしょうか。

連合長、このような甚大な災害を受けた中で、今後の復旧、復興には、多年にわたり社会の進展に寄与してきた方々の豊富な知識と経験を有する高齢者を助言として地域で十分に発揮していただく、高齢者が新たな環境のもとで敬愛され生きがいを持てる、健全で安らかな生活を保障するためにも、これらの実施を求めていくものであります。連合長の高齢者に対する敬愛の実施を求め、質問とさせていただきます。

○議長（大泉鉄之助議員） 申し上げます。持ち時間をまもなく超えようとしておりますので、その辺をしんしゃくの上、簡潔に御答弁を願いたいと思います。

答弁願います。連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの歌川渡議員の一般質問につきましてでございますが、後段、高齢者の皆様が医療を受けられるための今後の施策についてでございますけれども、これらは大変重要なことであろうというふうに考えている次第でございます。しかしながら、これにつきまして後期高齢者医療広域連合、私どもでございますが、それ以外に国保、また社保といった加入保険別のいろいろな主体がございますが、それら加入保険別の主体において対応するということの御提案でございますけれども、まずはその被災された方々が、例えば仙台であるとか、例えば七ヶ浜であるとか、それぞれの自治体の住民として生活をしていらっしゃるわけございまして、基本的には私も仙台市の長といたしまして、基礎自治体であるさまざまな市町村において対応いただくのがよりよい方向ではないかと考えているものでございます。

その他のお尋ねにつきましては、担当課長の方から御答弁を申し上げたいというふうに存じます。

○議長（大泉鉄之助議員） 保険料課長。

○保険料課長（佐藤隆） 東日本大震災による後期高齢者医療の被災状況についてお答えいたします。

広域連合で高齢者の被災状況をまとめたものはございませんが、被災した被保険者の方に発行しております一部負担金等免除証明書の発行状況で見ますと、8月5日現在、全体

で4万359件でございます。そのうち住宅の全半壊が3万9,728件で、県でまとめました東日本大震災での全体の被災状況と比較いたしますと、住宅の被害は全壊が7万121棟、半壊が6万7,140棟の合計13万7,261棟となっておりますので、28.9%が後期高齢者世帯ということが出来るかと思えます。また、75歳以上の死亡者は、県警発表では2,768人で、不明者は含んでおりませんし、調整されて身元がわかった方だけということではございますが、先ほど県がまとめた資料で、県全体では9,284人でございますので、29.8%となりまして、およそ全体の3割の方が後期高齢者と言えるのではないかという状況でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田真弥） 次に、震災後の受診状況についてお答えいたします。

初めに、被災により医療機関への受診を控えているのではないかとの御質問でございますが、受診を控えているかどうかは不明でございますが、受診の状況としましては、震災の発生した3月診療分におきましては、前年度よりも総件数で9万7,000件ほど減少しており、入院、外来の状況を見ますと、入院では900件ほど、外来では6万5,000件ほど減少しております。4月診療分につきましては、総件数で2万2,000件ほどの減、入院では600件、外来では2万1,000件ほど減少しております。最後に、5月診療分でございますが、総件数での減少は6,400件ほど、入院が700件、外来では8,000件ほどの減少の状況と、徐々に減少の幅が狭まっており、例年並みに戻りつつある状況でございます。

○議長（大泉鉄之助議員） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（大泉鉄之助議員） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時08分 閉会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 泉 鉄之助

署名議員 鞠 子 幸 則

署名議員 後 藤 正 幸

